

「佐渡汽船ターミナル（両津港・小木港）における 太陽光発電設備導入（PPA）事業」 仕様書

1 事業目的

佐渡汽船ターミナル（両津港・小木港）に、太陽光発電設備（以下「設備」という。）を導入し、運転管理及び維持管理等を行い、再生可能エネルギー由来電力の供給を行うことにより、温室効果ガスの排出を抑制し、佐渡市における脱炭素先行地域の取組に資することを目的とする。

2 事業概要

対象施設への設備の導入における事業の内容は次のとおりとし、本事業に係る事前調査、各種調査、各種調整・説明、諸手続き、設備導入、維持管理、撤去等に要する費用は全て事業者の負担とする。

- (1) 事業者は、対象施設の構造調査、設備容量検討及び現地調査を実施する。
- (2) 事業者は、対象施設に設備設置が可能な提案をもとに設計・施工した設備を導入し、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

また、事業者は当該設備で発電した電力を対象施設へ供給する。

- (3) 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、対象施設の温室効果ガス排出量削減を支援する。
- (4) 運転期間終了後は、事業者は原則として設備を撤去する。

ただし、事前に佐渡汽船ターミナル（両津港・小木港）に設置した設備について佐渡汽船株式会社から譲渡の希望があった場合は、事業者は協議の上、佐渡汽船株式会社へ譲渡できるものとする。

3 対象施設

施設名	所在地	受電電圧 契約電力
両津港ターミナル	佐渡市両津湊353番地	高圧 122kW
小木港ターミナル	佐渡市小木町1950番地	高圧 49kW

4 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間を基本とする。
- (2) 事業者は施設を使用するに当たり、新潟県港湾管理条例（昭和38年3月19日新潟県条例第11号）第4条に基づく港湾施設の目的外使用許可を受けること（有償。本事業に係る令和8年4月1日時点の港湾施設使用料は、条例に定められた単価であり、使用面積1平方メートル1月につき26円だが、条例改正により

改定の可能性がある)。

- (3) 港湾施設の使用許可は、3年以内とし、有効期限までに更新手続きを行うものとする。
- (4) 工事着手時期及び電力供給時期の詳細は、県及び佐渡汽船株式会社と協議の上で決定するものであるが、令和8年度内に運転開始できるよう協議・工事等を進めること。

5 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 対象施設についての構造調査、設備容量検討及び現地調査
- (2) 設備等の設計・工事・工事監理業務及びその関連業務
 - ア 騒音による周辺への影響に十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
 - イ 既存建物及び空調・換気施設等に支障が出ないように、十分な養生を行うこと。
- (3) 工事に関連する手続き業務及びその関連業務
- (4) 運転期間内における当該設備で発電した電力の対象施設への供給業務、設備の運転及び維持管理業務
- (5) 運転期間内における当該設備を設置した対象施設の温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証業務
- (6) 運転期間終了後における設備撤去業務

6 業務の詳細

実施事業者は、次のとおり構造調査、設備容量検討及び現地調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果をまとめて県に提出すること。

(1) 構造調査

設備による荷重の増加や風圧等に対する耐久性について、施設に問題がないことを示すため、事業者は自らの負担において県が保有する耐震診断書等を照会するなど構造調査を行った上で構造安全性について確認を行い、一級建築士が構造調査結果を報告書としてまとめ提出すること。

確認は以下の方法を参考に一級建築士が行うものとする。

- ア 一次設計（許容応力度計算）により、設備による荷重の増加後における屋上スラブなどの安全性を確認する方法
- イ その他の方法

(2) 設備容量検討

設備の容量については、調査結果、発電量シミュレーション、効率的な設備稼働等の観点から精査し、適切な容量とすること。

ア 設備の容量

当該施設において想定される電力消費量や建築面積に対し、最大限設置可能な設備の容量を考慮し、計画すること。

イ 現地調査

構造調査の結果、構造上設置可能な場合、下表を参考に現地調査を行い、設備の設置に係る課題を調査すること。

調査項目	調査内容
太陽光発電設備 設置位置（附帯設備含む）	設置場所の状況（面積、屋上防水、屋根の状態、建物高さ）
	周辺状況（高い建物や樹木等の有無など）
	反射の影響
	高さ制限
	日射量と設備の稼働予想
災害対策状況	公共施設の特性（浸水地域等）、ハザードマップ情報
	現地の周辺調査（宅地・道路の状況）
関係者へのヒアリング	平常時の施設用途や使用状況
その他	騒音・輻射熱・反射光等周辺環境への影響
	工事のし易さ（工事車両の進入経路、機材などの搬入経路）

ウ 各種関係手続

(ア) 設置

対象施設に設備を設置する際には、事業者はあらかじめ県及び佐渡汽船株式会社と事前協議の上、承認等の手続きを行うこと。

(イ) 各種届出等

事業実施にあたって、各種法令、条例等の規定に基づく届出等手続きについては、事業者が必要な手続きを調査し、所管官庁等に対して必要な手続きを行うこと。

(3) 太陽光発電の電気料

ア 佐渡汽船株式会社は対象施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。

イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するものとし、契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

ウ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めるものとし、契約単価は原則、契約期間中一定額とする。

(4) 施設利用の基本的条件

- ア 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- イ 設備を設置した施設について、県又は佐渡汽船株式会社が別途、施設の改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設についての協議に応じること。
- ウ 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、「【別紙1】予想されるリスクと責任分担表」のとおりとする。
なお、これに定めのないものについては協議により決定する。
- エ 設備の運転終了後、原則として、事業を実施していた事業者の責任と負担において発電設備を撤去するものとし、撤去により施設の修繕が必要となる場合には修復して県又は佐渡汽船株式会社に返還すること。ただし、事前に佐渡汽船株式会社からの希望があった場合は、事業者は佐渡汽船株式会社と協議の上、佐渡汽船株式会社へ設備等を譲渡できるものとする。

(5) その他の条件

ア 設計・工事の仕様等

事業者は、施設への設備導入に先立って実施設計（詳細設計）を行い、工程表、機器仕様書、各設計図面（仮設計画図、設備図、系統図、結線図など）を県及び佐渡汽船株式会社に提出し承諾を受けること。また、県及び佐渡汽船株式会社が施工に係る書類を求めるときは別途提出すること。なお、設備の接続に伴う施設側のキュービクル等の改修工事は事業者負担で行うこととし、工法についてはキュービクル等の製造者に確認し、支障の生じないようにすること。

(ア) 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。

(イ) 設計・工事は、共通仕様として以下の標準仕様書の最新版に準拠すること。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

(ウ) 設備の据付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

(エ) 設備機器及び配管等の固定は、最新版の「建築設備耐震設計・施工指針」により行うものとする。

イ 設備はJET 認証を取得したもの又はそれに相当する品質及び安全基準に準拠した製品とすること。また、機器仕様書を県及び佐渡汽船株式会社に提出すること。

ウ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響

が懸念される場合には対策を施すこと。

エ 事業者は、施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、工程表を県及び佐渡汽船株式会社に提出し、確認を受けること。

オ 事業者は、事業着手から事業完了までの期間内において、県及び佐渡汽船株式会社が行う通常業務に支障を生じさせないこと。

カ 事業者は、工事内容やその安全対策について、県、佐渡汽船株式会社及び必要に応じて近隣住民等への説明等を事前に充分に行った上で工事を実施すること。

設置工事、維持管理業務及び撤去工事に当たっては、車両の通行を含め施設利用者の安全性及び利便性を充分確保するとともに、施設の用途等を考慮の上、騒音等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について県及び佐渡汽船株式会社と事前に協議の上、実施すること。

また、維持管理業務等のため敷地内に立ち入る場合は、事前に佐渡汽船株式会社へ連絡し了解を得ること。

なお、設置工事、維持管理業務及び撤去工事については、提案内容にかかわらず、工期や時間帯の調整が必要になる場合がある。

キ 事業者は、佐渡汽船株式会社に対して、非常時の設備操作説明やマニュアル作成等の説明業務を行うこと。内容等については佐渡汽船株式会社と協議の上で定めるものとする。

ク 工事着手時及び完成時には、現場で県及び佐渡汽船株式会社の確認を受けること。また、県及び佐渡汽船株式会社が必要と判断した場合においても現地確認を行うものとする。

ケ 工事完成後は県及び佐渡汽船株式会社と協議の上、完成図書（完成図面、機器仕様書、取扱説明書、各種許認可（写）、保証関係資料（写）など）を県及び佐渡汽船株式会社に引き渡すものとする。

コ 事業者は、県及び佐渡汽船株式会社に設備の維持管理計画書を提出し、県及び佐渡汽船株式会社の承諾した維持管理計画書に基づいて、設備の必要な維持管理を自らの責任と負担で行う。

なお、その維持管理が計画どおりでなく、また不十分である場合は、県及び佐渡汽船株式会社は事業者に対して必要な設備のメンテナンスを命じることがあり、その場合において事業者は自らの負担にて応じること。

サ 計測・検証に関する事項

佐渡汽船株式会社が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、佐渡汽船株式会社に帰属するものとする。事業者は、温室効果ガス排出量削減効果を予測することとし、予測から乖離があった場合は、その原因を調査し、結果を佐渡汽船株式会社へ報告すること。

また、設備容量から予測される温室効果ガス排出量削減効果が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証方法（例えば遠隔保守等）を佐渡汽船株式会社に提示し、運転期間中において設備の計測・検証を行う

とともに、計測・検証結果を佐渡汽船株式会社に定期報告すること。定期報告の頻度については佐渡汽船株式会社に対して提案し協議すること。

なお、定期報告以外であっても、佐渡汽船株式会社から要請があった場合には、事業者は計測・検証状況を提示できる状態としておくこと。

シ 事業者の設置した設備に起因して雨漏りが生じた場合には、事業者の負担により修繕を行うこと。

ス 事業者は本事業により、第三者に損害を与えないようにすること。なお、工事や自然災害その他に起因する県、佐渡汽船株式会社又は第三者への損害賠償に備え、損害保険に加入するとともに、第三者に損害を与えた場合には、事業者がその損害を賠償すること。

セ 事業者は、事業の進行に合わせて、県及び佐渡汽船株式会社と適宜打合せを実施すること。打合せをした場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを県及び佐渡汽船株式会社に提出すること。

ソ 県及び佐渡汽船株式会社が保有する資料について、事業者から本業務を遂行する上で必要となる資料の要求があった場合には、県及び佐渡汽船株式会社は必要に応じて貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。

タ 事業者は、県及び佐渡汽船株式会社からの申入れ（設備の設置によって生じる騒音、振動、熱気、反射等）には、事業者の負担により誠実に対応すること。

チ 設備は、無線設備への障害を防止するため、不要発射が少ないと見込まれる装置（CISPR11 第6.2版の規格に整合していることの認証を受けた装置）を選定するか、電力線の遮蔽を行うなどの無線通信への影響を低減する施工の実施、あるいは無線設備に障害を与えた場合、ノイズフィルタを挿入するなど障害の原因の除去を行うこと。

ツ 施設内設備の管理区分を明確にするため、事業者が設置した設備類（配線類を含む）には、事業者の名称等を表示するとともに、主要な設備には事業名、期間、緊急連絡先（24時間）も表示すること。

テ 事業者は、業務上知り得た内容及び情報等を、県及び佐渡汽船株式会社の許可なく第三者に漏らしてはならない。

ト 本事業の開始については、交付金の取得、その他状況に応じて、事業者、県及び佐渡汽船株式会社で協議の上実施方針を検討する。

ナ 疑義の解釈

(ア) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本項に定めのないことであっても実施するものとする。

(イ) その他、本項に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県及び佐渡汽船株式会社と事業者で協議して決定するものとする。

- 【別紙1】 予想されるリスクと責任分担表
- 【別紙2】 対象施設の過去3年間電気使用電力量
- 【別紙3】 配置図
- 【別紙4】 県でのシミュレーション結果